

参考

令和5年度

茅ヶ崎市営住宅 入居者募集のしおり

申込書配布期間

令和5年11月1日(水)～17日(金)

受付期間

令和5年11月13日(月)～17日(金)

(11月17日の消印まで有効)

※料金不足による郵便物の未着にご注意ください。

募集戸数

空き家募集戸数 9戸

(補欠者の募集も併せて行います。)

申込方法

申込書と必要書類を郵送

郵送先

〒253-8686

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

茅ヶ崎市建設部建築課市営住宅担当

お問い合わせ先

茅ヶ崎市 建設部 建築課 市営住宅担当
0467-81-7195(直通)

申込みにあたっての注意事項 *必ずお読みください*

- 1. 申込書は、1世帯につき1通しか提出できません。**
1世帯で2通以上の申込書を提出した場合や、同一の氏名を2通以上の申込書に記入した場合、または婚約者が別々に申込みをした場合は、それらの申し込みはすべて無効となりますのでご注意ください。
- 2. 申込書、その他の提出書類に虚偽のあることが判明した場合は、失格となります。**
申込書提出後に、記入内容を変更することはできません。
- 3. 不足書類があった場合や補欠者への連絡等については、申込書に記入されている電話番号に連絡させていただきますが、電話に応答されない場合や、お伝えした後も提出がなかった場合は、失格とします。**
- 4. 申込書に記入されていない方は入居できません。**
申込者本人が入居しないときや、申込者や同居者の変更があった場合は原則失格となります。ただし出生や死亡の場合は再審査を行います。
- 5. 市営・県営住宅に居住している方は、お申し込みできません。**
- 6. 婚約者は、第2次審査の審査時までに入籍しないと入居できません。**
- 7. 離婚予定のある方は、第2次審査の審査時まで離婚の手続きが完了できないと入居できません。**
- 8. 市営住宅での犬、猫、にわとり、鳩などの動物の飼育は禁止です。**
身体障害者補助犬法に規定する盲導犬・聴導犬・介助犬は除きます。
- 9. 浴槽、風呂釜、給湯器が設置されていない住宅があります。**
設置は、入居者の費用負担（約15万円～約25万円）で行っていただきますのでご注意ください。
- 10. 入居前に室内の見学はできません。**
- 11. 提出書類は一切返却できません。**
- 12. 29ページ「10 入居にあたっての注意事項」も必ずご確認ください。**

～個人情報の取扱いについて～

市営住宅入居者申込書により提出していただいた情報は、市営住宅の入居事務および市営住宅管理運営事務以外の目的には使用しません。

目次

1 申込みから入居まで	3
2 令和5年度 募集住宅一覧	4
3 市営住宅位置図	14
4 申込資格	15
(1)一般世帯の資格(申込区分:A「2人世帯」、B「3人以上世帯」)※Eに該当する場合は除く	15
(2)単身者の資格(申込区分:F)	16
(3)高齢者(単身)の資格(申込区分:C)	16
(4)高齢者(2人世帯)の資格(申込区分:E)	16
(5)身体障害者(単身)の資格(申込区分:D)	16
5 入居収入基準	17
6 月収額の計算のしかた	18
(1)所得金額の控除	19
(2)給与所得者の年間所得金額 算出方法	20
(3)年金受給者の年間所得金額 算出方法	21
(4)その他の所得・日雇の方の年間所得金額 算出方法	22
7 申込みに必要な書類	23
8 入居申込書記入例	25
9 抽選における優遇制度について	27
10 入居にあたっての注意事項	29
(1)入居手続き	29
(2)入居後の注意事項	29
11 シルバーハウジング	30
(1)シルバーハウジングとは	30
(2)シルバーハウジングの特徴	30
12 茅ヶ崎市借上型市営住宅	30
(1)借上型市営住宅とは	30
(2)駐車場について	30
13 各市営住宅の概要	31
14 抽選会 会場案内	48

1 申込みから入居まで

申込受付

受付期間 : 令和5年11月13日(月)~17日(金)
申込方法 : 郵送 (令和5年11月17日消印有効)
郵送先 : 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市建設部建築課市営住宅担当

第1次審査 (書類審査)

電話により申込内容を確認する場合があります。
(受付日 ~ 令和5年11月24日(金)午後5時)
・確認ができない場合や応答がない場合は失格となります。
・申込書に平日の日中に連絡が可能な電話番号を記入してください。

第1次審査(書類審査)の結果通知(12月中旬発送予定)

通過

第1次審査(公開抽選)に進めます。

失格

第1次審査(公開抽選)に進めません。

第1次審査 (公開抽選)

日時 : 令和5年12月22日(金) 午前10時から
場所 : 茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室4・5(48ページ参照)
・公開抽選は自由参加です。参加の有無は抽選結果に影響しません。
・詳しくは、48ページをご確認ください。
・抽選結果について、電話やメールでのお問い合わせには応じられません。

第1次審査(公開抽選)結果通知 : 12月下旬発送予定

当選

空き家当選者は第2次審査に進めます。

補欠者には、空き家が発生した際に第2次審査を実施します。

(補欠の有効期限は令和6年10月31日までです。(13ページ注3参照))

落選

第2次審査に進めません。

第2次審査

第2次審査の提出書類については、第1次審査後にお知らせします。

第2次審査結果通知 : 2月中旬発送予定 ※令和6年4月1日入居の場合

資格あり

入居手続きに進みます。

資格なし

入居手続きに進めません。

入居手続き

入居開始は令和6年4月1日以降で、市が指定した日からとなります。

2 令和5年度 募集住宅一覧

●**申込区分**は、それぞれ次の資格に該当する方が申込み可能です。

A：「一般世帯の資格」に該当し、**家族構成が2人の世帯**(E：高齢者(2人世帯)に該当する方は除く)(15ページ参照)

B：「一般世帯の資格」に該当し、**家族構成が3人以上の世帯**(15ページ参照)

C：「**高齢者(単身)**の資格」に該当する方(16ページ参照)

D：「**身体障害者(単身)**の資格」に該当する方(16ページ参照)

E：「**高齢者(2人世帯)**の資格」に該当する世帯(16ページ参照)

F：「**単身者**の資格」に該当する方(16ページ参照)

※香川住宅(1～4号棟)、高田住宅(1～15号棟)は空き家募集・補欠者募集ともに実施しません。

空き家募集(補欠含む)の住宅一覧 申込番号1～5(4～5ページ)

- ・空き家募集の抽選後、落選された方を対象に申込みした住宅の補欠者抽選(階数・部屋未定)を実施します。
- ・注釈(*注1～*注7)の解説は、13ページをご参照ください。
- ・1つの申込番号に募集戸数が複数ある場合、**ご希望の階数・部屋をお選びいただくことはできません**のでご了承ください。
- ・退去者の状況や申し込みの状況により、募集に出ていない階の住宅に変更となる場合がありますのでご了承ください。

申込番号	住宅名(号棟)	建物の階数・建設年度	間取り*注1	申込区分	空き家募集戸数*注2	補欠募集者数*注3	参考家賃*注4	EV*注5	駐車場*注6	浴槽*注7	ガス	前回の倍率
1	香川住宅(5～7号棟)	5階建・S52	3DK	A・B・E	1階 4戸 5階 1戸	15	(原則) 14,600～24,600 (裁量) 14,600～32,400	×	×	空き家 ○補欠 △	プロパン	1.0

※申込番号1番「香川住宅(5～7号棟)」は、募集戸数が複数あるため第1次審査(公開抽選)後に**部屋決め抽選(自由参加)**を行います。

申込 番号	住宅名 (号棟)	建物の 階数 ・ 建設年度	間取り *注1	申込 区分	空き家 募集戸数 *注2	補欠募集者数 *注3	参考家賃 *注4	EV *注5	駐車場 *注6	浴槽 *注7	ガス	前回の 倍率
2	高田住宅 (16号棟)	5階建 ・ S44	3DK	A・B・E	2階 1戸	2	(原則) 9,800~14,700 (裁量) 9,800~19,300	×	×	×	プロ パン	0.5
3	高田住宅 (17号棟)	5階建 ・ S44	2DK	A・C・D E・F	4階 1戸	3	(原則) 9,000~13,400 (裁量) 9,000~17,700	×	×	×	プロ パン	5.0
4	菱沼住宅 (2号棟)	5階建 ・ S45	2DK	A・C・D E・F	3階 1戸	2	(原則) 9,000~13,500 (裁量) 9,000~17,800	×	×	×	プロ パン	0.0
5	今宿住宅 (1~2号棟)	5階建 ・ H1	3DK	A・B・E	2階 1戸	3	(原則) 19,800~29,900 (裁量) 19,800~39,400	×	×	×	プロ パン	4.0

補欠者募集の住宅一覧 申込番号6～50（6ページ～12ページ）

- ・注釈（*注1～*注7）の解説は、13ページをご参照ください。
- ・借上型市営住宅については、借上期間満了前に転居していただくことになります。詳細は30ページをご参照ください。



補欠者とは、令和6年10月31日までに空き家が発生した際に、第2次審査を受けることができる枠のことです。
補欠者として当選された方は、令和6年10月31日までに空き家が発生しなければ入居はできません。

申込番号	住宅名 (号棟)	建物の階数 ・ 建設年度	間取り *注1	申込区分	空き家 募集戸数	補欠募集者数 *注3	参考家賃 *注4	EV *注5	駐車場 *注6	浴槽 *注7	ガス	前回の 倍率
6	菱沼住宅 (1号棟)	5階建 ・ S45	3DK	A・B・E	空き家募集はありません	2	(原則) 9,900～14,800 (裁量) 9,900～19,500	×	×	×	プロパン	1.0
7	松林住宅 「シルバー ハウジング」	4階建 ・ H10	1DK	C		3	(原則) 17,600～26,200 (裁量) 17,600～34,600	○	×	○	都市ガス	41.0
8			2DK	E		2	(原則) 21,800～32,500 (裁量) 21,800～42,900					
9	小和田住宅	(西棟) 6階建 (東棟) 3階建 ・ R2	1DK	C・D		2	(原則) 17,800～27,800 (裁量) 17,800～36,700	○	×	○	都市ガス	8.5

申込 番号	住宅名 (号棟)	建物の階数 ・ 建設年度	間取り *注1	申込 区分	空き家 募集戸数	補欠募集者数 *注3	参考家賃 *注4	EV *注5	駐車場 *注6	浴槽 *注7	ガス	前 回 の 倍 率
10	小和田住宅	(西棟) 6階建	2DK	A	空 き 家 募 集 は あ り ま せ ん	2	(原則) 24,400~36,500 (裁量) 24,400~48,200	○	×	○	都市 ガス	3.5
11		(東棟) 3階建 ・ R2	2DK	E		2						1.5
12			3DK	B		2	(原則) 29,800~47,100 (裁量) 29,800~62,100					3.5
13	つつじハイム 香川 借上型市営住宅	5階建 ・ H14	1LDK	C・D		2	(原則) 17,900~26,700 (裁量) 17,900~35,300	○	○	○	都市 ガス	1.5
14			2LDK	E		2	(原則) 24,200~36,100 (裁量) 24,200~47,600					0.0
15			3LDK	B		2	(原則) 29,000~43,200 (裁量) 29,000~56,900					1.0
16	つつじハイム 菱沼 借上型市営住宅	5階建 ・ H16	1DK	C・D	2	(原則) 16,800~25,000 (裁量) 16,800~33,000	○	○	○	都市 ガス	0.0	

申込 番号	住宅名 (号棟)	建物の階数 ・ 建設年度	間取り *注1	申込 区分	空き家 募集戸数	補欠募集者数 *注3	参考家賃 *注4	EV *注5	駐車場 *注6	浴槽 *注7	ガス	前回の 倍率	
17	つつじハイム 菱沼	5階建 ・ H16	2DK	E	空 き 家 集 は あ り ま せ ん	2	(原則) 22,700~33,800 (裁量) 22,700~44,600	○	○	○	都市 ガス	0.5	
18	借上型市営住宅		3LDK	B		2	(原則) 27,300~40,700 (裁量) 27,300~53,700					0.0	
19	つつじハイム 松林	3階建 ・ H18	1DK	C・D		2	(原則) 16,700~24,800 (裁量) 16,700~32,700	○	○	○	プロ パン	0.0	
20			2DK	A		2	(原則) 23,100~34,400 (裁量) 23,100~45,300					0.0	
21			借上型市営住宅	2DK		E	2					23,100~45,300	0.5
22			3DK	B		2	(原則) 28,400~42,300 (裁量) 28,400~55,700					0.5	
23	つつじハイム 萩園	3階建 ・ H21	1LDK	C・D		2	(原則) 17,500~26,000 (裁量) 17,500~34,300	○	○	○	プロ パン	1.0	

申込 番号	住宅名 (号棟)	建物の階数 ・ 建設年度	間取り *注1	申込 区分	空き家 募集戸数	補欠募集者数 *注3	参考家賃 *注4	EV *注5	駐車場 *注6	浴槽 *注7	ガス	前回の 倍率
24	つつじハイム 萩園 借上型市営住宅	3階建 ・ H21	2LDK	A	空 き 家 募 集 は あ り ま せ ん	2	(原則) 22,000~32,800 (裁量)	○	○	○	プロ パン	0.0
25			2LDK	E		2	22,000~43,200					0.0
26			3LDK	B		2	(原則) 27,200~40,500 (裁量) 27,200~53,400					0.0
27	つつじハイム 萩園第2 借上型市営住宅	3階建 ・ H21	1DK	C・D		2	(原則) 12,900~19,200 (裁量) 12,900~25,300	○	○	○	都市 ガス	1.0
28			2LDK	A		2	(原則) 21,300~31,800 (裁量) 21,300~41,900					0.5
29			2DK	E	2	原則) 19,500~29,000 (裁量) 19,500~38,300	2.0					
30			3LDK	B	2	(原則) 25,800~38,500 (裁量) 25,800~50,700	1.0					

申込 番号	住宅名 (号棟)	建物の階数 ・ 建設年度	間取り *注1	申込 区分	空き家 募集戸数	補欠募集者数 *注3	参考家賃 *注4	EV *注5	駐車場 *注6	浴槽 *注7	ガス	前回 の 倍率
31	つつじハイム 香川第2 借上型市営住宅	3階建 ・ H22	1DK	C・D	空 き 家 募 集 は あ り ま せ ん	2	(原則) 18,600~27,700 (裁量) 18,600~36,500	○	○	○	都市 ガス	1.0
32			2DK	A		2	(原則) 21,800~32,500 (裁量) 21,800~42,900					0.5
33			2DK	E		2	21,800~42,900					0.0
34			3DK	B		2	(原則) 29,200~43,500 (裁量) 29,200~57,400					0.0
35	コンフォール 茅ヶ崎浜見平 借上型市営住宅	8階建 ・ H22	1DK	C・D	空 き 家 募 集 は あ り ま せ ん	2	(原則) 19,200~28,600 (裁量) 19,200~37,700	○	○	○	都市 ガス	2.5
36			2DK	A		2	(原則) 23,300~34,900 (裁量) 23,300~46,000					2.0
37			2DK	E		2	23,300~46,000					1.5
38			3DK	B		2	(原則) 28,500~42,400 (裁量) 28,500~55,900					1.0

申込 番号	住宅名 (号棟)	建物の階数 ・ 建設年度	間取り *注1	申込 区分	空き家 募集戸数	補欠募集者数 *注3	参考家賃 *注4	EV *注5	駐車場 *注6	浴槽 *注7	ガス	前回 の 倍率
39	つつじハイム 西久保 借上型市営住宅	3階建 ・ H24	1DK	C・D	空 き 家 募 集 は あ り ま せ ん	2	(原則) 15,800~23,600 (裁量) 15,800~31,100	○	○	○	都市 ガス	3.5
40			2DK	A		2	(原則) 23,700~35,300 (裁量) 23,700~46,600					0.0
41			2DK	E		2	23,700~46,600					0.0
42			3DK	B		2	(原則) 31,700~47,300 (裁量) 31,700~62,300					1.5
43	コンフォール 茅ヶ崎浜見平 第2 借上型市営住宅	8階建 ・ H27	1DK	C・D	空 き 家 募 集 は あ り ま せ ん	2	(原則) 19,400~29,200 (裁量) 19,400~38,500	○	○	○	都市 ガス	6.0
44			2DK	A		2	(原則) 23,900~35,600 (裁量) 23,900~46,900					1.0
45			2DK	E		2	23,900~46,900					2.0
46			3DK	B		2	(原則) 29,000~43,300 (裁量) 29,000~57,000					1.0

申込 番号	住宅名 (号棟)	建物の階数 ・ 建設年度	間取り *注1	申込 区分	空き家 募集戸数	補欠募集者数 *注3	参考家賃 *注4	EV *注5	駐車場 *注6	浴槽 *注7	ガス	前回 の 倍率
47	コンフォール 茅ヶ崎浜見平 第3 借上型市営住宅	8階建 ・ R1	1DK	C・D	空き家募集はありません	2	(原則) 19,800~29,500 (裁量) 19,800~38,900	○	○	○	都市 ガス	14.0
48			2DK	A		2	(原則) 24,400~36,300 (裁量) 24,400~47,900					3.5
49			2DK	E		2	6.0					
50			3DK	B		2	(原則) 30,200~45,000 (裁量) 30,200~59,400					2.5

募集住宅一覧の注釈解説

- 注1 …住宅の間取り等の詳細情報は、31～47ページをご覧ください。
- 注2 …1つの申込番号に募集戸数が複数ある場合、ご希望の階数・部屋をお選びいただくことはできませんのでご了承ください。
- 注3 …各住宅とも入居補欠者（階数・部屋未定）を併せて募集します。
申込みした住宅に空き家が発生した場合は入居補欠者の第2次審査を実施します。
また、補欠者がいない住宅に空き家が発生した場合、市営住宅全体の補欠順位に基づき、第2次審査を実施します。
補欠の有効期間は、令和6年10月31日までです。
- 注4 …原則（原則階層）・裁量（裁量階層）の区分は、17ページをご覧ください。
家賃の中に共益費は含まれていません。別途入居者負担になります。
- 注5 …○は、エレベータが設置されています。
×は、エレベータが設置されていません。
- 注6 …○は、駐車場があります。ただし、建物所有者又は管理会社と別途契約が必要です。
×は、駐車場がありません。
- 注7 …○は、浴槽、風呂釜、給湯器が設置されています。
×は、浴槽、風呂釜、給湯器の設置・撤去は入居者負担となります。
（設置する浴室（スペース）はあります。）
△は、一部住戸に浴槽、風呂釜、給湯器が設置されていません。

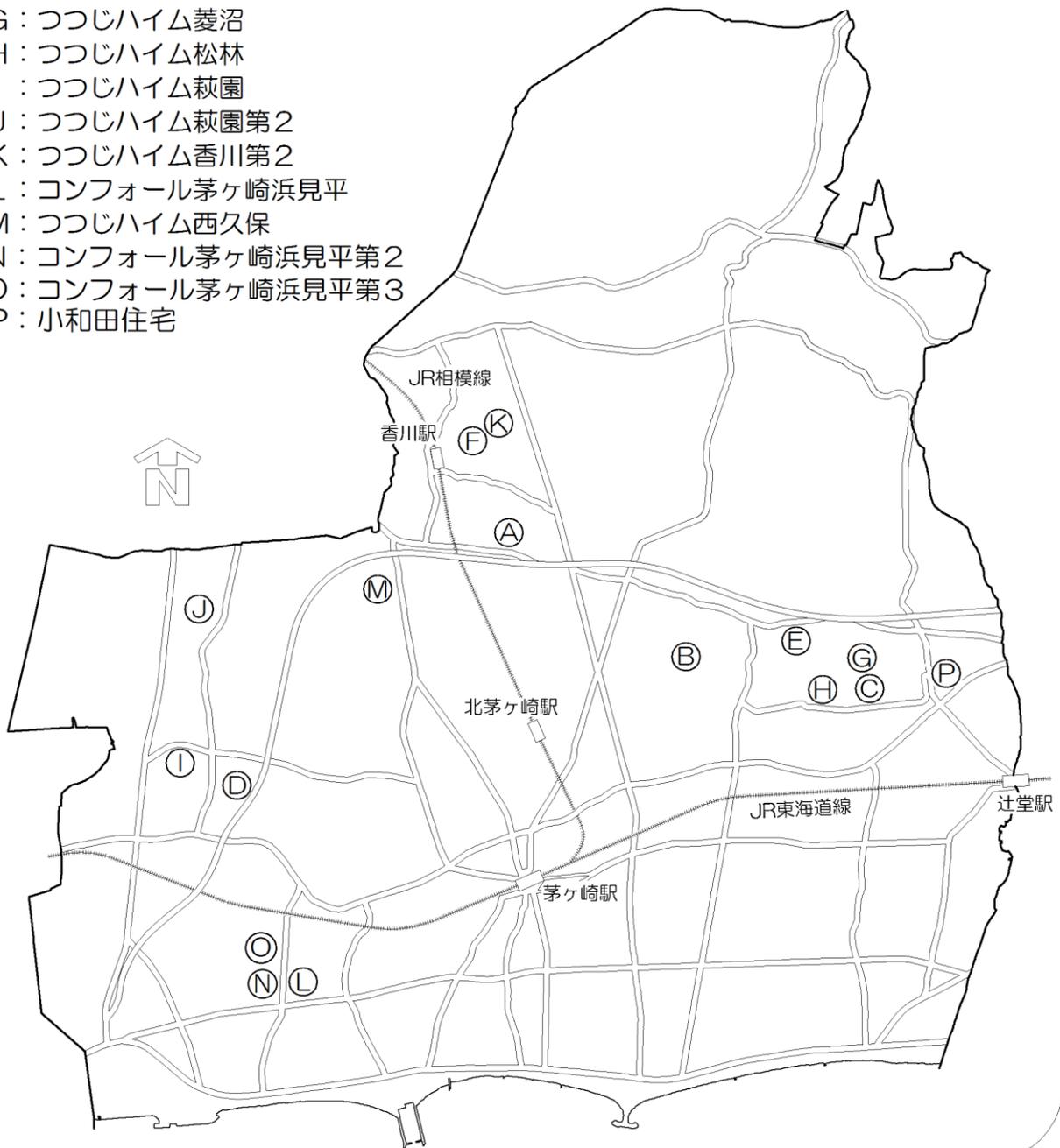
●入居される住宅の修繕状況

募集する住宅は、前の入居者が退去した住宅を日常生活に支障がない程度に修繕（畳の表替え等は退去者負担で実施）をしたものです。

また、市営住宅は、建築後相当の年数を経過している住宅もあり、一部修繕できない箇所もあります。

3 市営住宅位置図

- A : 香川住宅
- B : 高田住宅
- C : 菱沼住宅
- D : 今宿住宅
- E : 松林住宅
- F : つつじハイム香川
- G : つつじハイム菱沼
- H : つつじハイム松林
- I : つつじハイム萩園
- J : つつじハイム萩園第2
- K : つつじハイム香川第2
- L : コンフォール茅ヶ崎浜見平
- M : つつじハイム西久保
- N : コンフォール茅ヶ崎浜見平第2
- O : コンフォール茅ヶ崎浜見平第3
- P : 小和田住宅



各市営住宅の概要は、31～47ページをご覧ください。

4 申込資格

申込資格の基準日は全て令和5年11月17日時点となります。

※申込者が入居までに申込資格を喪失した場合は、失格となります。

(1) 一般世帯の資格(申込区分:A「2人世帯」、B「3人以上世帯」)※Eに該当する場合は除く

1	申込者は成人であること。
2	<p>夫婦（婚約者、内縁関係および茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓制度で宣誓した者を含みます。）または親子を主体とした家族であること。</p> <p>(注1) 婚約者は第2次審査の際に婚姻をした旨の証明が提出されないと入居できません。</p> <p>(注2) 内縁関係にあるものとは、戸籍上配偶者がなく、住民票の続柄に「未届けの妻」または「未届けの夫」とある方です。</p> <p>(注3) 茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓制度の宣誓者については、本市が発行した宣誓書受領証の写しが提出されないと申込みできません。</p> <p>(注4) 単身者、兄弟（両親死亡の場合は除きます。）だけでの申込み、両親のうち片方だけと同居するなど家族を不自然に分割しての申込みはできません。</p> <p>(注5) 母子・父子世帯での申込みは、申込者に戸籍上配偶者がいないことが必要です。単なる別居での申込みはできません。</p>
3	<p>申込者が茅ヶ崎市内に引き続き1年以上居住していること。</p> <p>(令和4年(2022年)11月17日以前から引き続き住民登録していること。)</p> <p>ただし、市外在住の方でも茅ヶ崎市内に勤務場所があり、1年以上継続して勤務している場合は申込みできます。</p>
4	世帯の月収が、「入居収入基準」を超えないこと。 ※17ページ参照
5	<p>現在、次の①～⑧のいずれかに該当する住宅困窮理由があること。</p> <p>① 不良住宅に居住している。</p> <p>② 過密住宅に居住している。</p> <p>③ 自己責任による理由以外で家主から立退き要求を受けている。(要立退要求証明書)</p> <p>④ 他の世帯に間借りで居住している。</p> <p>⑤ 住宅がないため、親族(配偶者と子・親)と別居している。</p> <p>⑥ 収入に比して過大な家賃の支払いをしている。</p> <p>⑦ 婚約が成立したため、住宅を必要としている。</p> <p>⑧ その他の理由で現に住宅に困窮している。</p> <p>※詳しくは、申込書裏面の住宅困窮理由 No. 1～29をご覧ください。</p>
6	<p>申込者および同居者に住民税の滞納がないこと。</p> <p>(分割納付をしている場合も失格の対象になりますのでご注意ください。)</p>
7	<p>申込者および同居者が住宅(持ち家)を所有していないこと。</p> <p>(ただし、差し押さえや正当な事由による立退き要求等により、その住宅に居住し続けることが困難な場合等、特段の事情がある場合は申込できる場合があります。)</p>
8	<p>申込者および同居者が暴力団員(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。</p>

(2) 単身者の資格（申込区分：F）

1	「(1) 一般世帯の資格」のうち、2を除くすべてに該当していること。
2	戸籍上配偶者がいないこと。
3	次のいずれかに該当すること。 ① 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳1～3級の障害のある方 ② 知的障害者 療育手帳A1～B2級の障害のある方 ③ 原子爆弾被爆者 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方 ④ 生活保護を現に受けている方 ⑤ 中国残留邦人等の支援給付を受けている方 ⑥ 海外引揚者 海外から引揚げて5年未満の方 ⑦ ハンセン病療養所入所者等 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者の方等 ⑧ DV被害者 配偶者暴力相談支援センターの一時保護、婦人保護施設での保護が終了した日から起算して5年を経過していない方、または裁判所がした命令の申し立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方
4	日常生活の基本的な動作（歩行、食事、入浴、排せつ、着脱衣、炊事掃除洗濯）の全部が自分で可能なこと。もしくは常時の介護を必要とする場合は、居宅において介護を受けることで単身生活が可能であること。

(3) 高齢者（単身）の資格（申込区分：C）

1	「(2) 単身者の資格」のうち、3を除くすべてに該当していること。
2	60歳以上（昭和38年（1963年）11月17日以前に出生）の方。

(4) 高齢者（2人世帯）の資格（申込区分：E）

1	「(1) 一般世帯の資格」のすべてに該当していること。
2	同居者を含め、60歳以上（昭和38年（1963年）11月17日以前に出生）の方。ただし、配偶者は60歳未満でも可能です。

(5) 身体障害者（単身）の資格（申込区分：D）

1	「(2) 単身者の資格」のうち、3を除くすべてに該当していること。
2	次のいずれかに該当すること。 ① 身体障害者 身体障害者手帳1～4級の障害のある方 ② 戦傷病者 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症または、同法別表第1号表ノ3の第1款症の障害のある方

5 入居収入基準

入居収入基準（月収額）は、世帯における1年間の総所得金額を計算し、当てはまる控除金額をすべて差し引いた残りの額を12で割った金額です。

市営住宅では、**入居収入基準を超えた方は申込みできません**。市営住宅の入居収入基準は、次のとおりです。

※月収額の計算方法は、18～22ページ「月収額の計算のしかた」を参照してください。

原則階層	申込世帯の月収額が、158,000円以下
裁量階層 ※1	申込世帯の月収額が、214,000円以下

※1「裁量階層」とは次に該当する世帯、それ以外の世帯は「原則階層」となります。

裁量階層対象世帯	
特定年齢世帯	申込者が60歳以上で、同居しようとする親族の全員が「18歳未満または60歳以上」である世帯
障害者世帯	身体障害者手帳の交付を受けている1～4級までの身体障害者の方、1～2級の精神障害者またはA1・A2・B1の知的障害者がいる世帯
子育て世帯	小学校就学前の子どもがいる世帯
その他の世帯	戦傷病者、被爆者、海外引揚者、ハンセン病療養所入所者等がいる世帯

入居収入基準の早見表

入居収入基準（月収額）を実際の年間収入額であらわすと、概ね次のとおりとなります。

1 給与所得者の場合の早見表

- ・収入のある方が1人で、給与所得のみの場合。（控除額は、親族控除のみを計算）
- ・この早見表で確認する金額は、令和4年（2022年）分源泉徴収票の「**支払金額**」の欄です。

世帯の種類	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯
原則階層	2,967,999円以下	3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,471,999円以下
裁量階層	3,887,999円以下	4,363,999円以下	4,835,999円以下	5,311,999円以下

2 事業所得者の場合の早見表

- ・収入のある方が1人で、事業所得のみの場合。（控除額は、親族控除のみを計算）
- ・この早見表で確認する金額は、令和4年（2022年）分の所得税の確定申告書の控で、「**所得金額**」の合計欄です。

世帯の種類	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯
原則階層	1,896,011円以下	2,276,011円以下	2,656,011円以下	3,036,011円以下
裁量階層	2,568,011円以下	2,948,011円以下	3,328,011円以下	3,708,011円以下

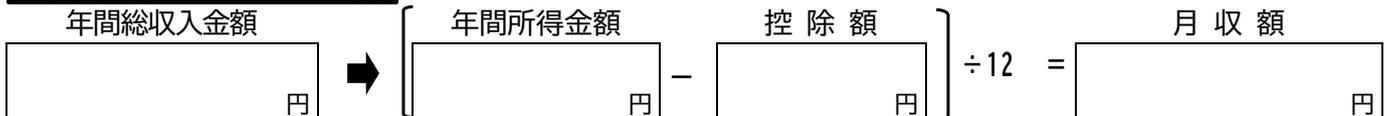
6 月収額の計算のしかた

世帯の中に収入のある方が2人以上いる場合は、1人ずつの年間所得金額を算出してから合計します。

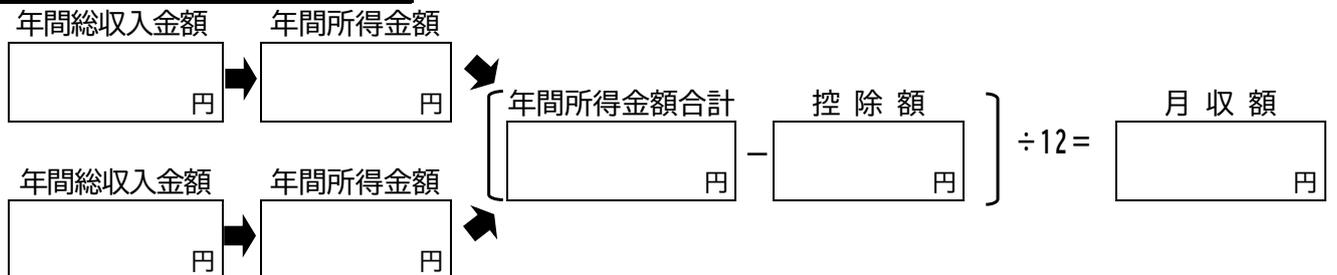
計算の流れ

- ① 収入のある方それぞれの年間所得金額を算出してください。
- ② 19ページの所得控除額を算出し、次の表にあてはめて月収額を算出してください。

○家族の収入が1人の場合



○家族の収入が2人以上の場合



年間所得金額の算出方法

所得の種類によって算出方法が異なりますので、どれに該当するか確認してください。

1 給与所得の方

俸給・給料・賃金・ボーナス等の所得です。
例えば会社員、日雇労働者、パート、アルバイト、事業専従者等の収入をいいます。
給与所得という総収入金額とは、給与所得控除をする前のもので、ボーナス、手当等を含んだ金額です。
(ただし、非課税所得額は含みません。)

20ページ

2 年金所得の方

厚生年金・国民年金・恩給・企業年金等の所得です。
例えば老齢年金、退職年金をいいます。
その他、法律により非課税とされている各種年金(障害年金・遺族年金・福祉年金等)は所得金額を0円としてください。

21ページ

3 その他の所得の方

事業所得・利子所得・配当所得・不動産所得・雑所得等の所得です。
例えば自営業、サービス業、外交員等の所得をいいます。
これらの所得で税の確定申告をしている方は、所得金額を十分に確かめてください。

22ページ

※次の収入は、所得金額0円となります。

生活保護の各種扶助費、失業給付金、遺族年金、障害年金、福祉給付金、雇用保険、労災保険

※1人で給与収入、年金収入、その他の収入など複数ある方は、それぞれのページで所得金額を算出してから合計してください。

(1) 所得金額の控除

月収額を計算するとき、世帯の所得金額の合計から次の控除額を差し引いてください。

(2～6の控除対象者は、**所得税法上認定された方である**ことが必要です。

※この計算は令和5年11月17日時点での状況について行います。

(申請中の場合は、控除の対象になりません。)

区 分	控除を受けられる方	控 除 額	計 算
1 親族	申込本人以外で、市営住宅と一緒に入居する方 (妻・子どもなど、もしくは同居していない所得税法上の扶養親族)	一人につき 年 38万円	38万円×人数＝ <input type="text"/> 円
2 老人扶養親族等	70歳以上の扶養親族の方、または 同一生計配偶者が70歳以上の方	一人につき 年 10万円	10万円×人数＝ <input type="text"/> 円
3 特定扶養親族	16歳以上23歳未満の扶養親族の方 (妻、婚約者は除く)	一人につき 年 25万円	25万円×人数＝ <input type="text"/> 円
4 障害者	①障害者 (身体障害者手帳3級～6級の方、療育手帳B1・B2の方、精神障害者保健福祉手帳2級・3級の方)	一人につき 年 27万円	27万円×人数＝ <input type="text"/> 円
	②特別障害者 (身体障害者手帳1級・2級の方、療育手帳A1・A2の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方)	一人につき 年 40万円	40万円×人数＝ <input type="text"/> 円
5 ひとり親	申込本人または同居親族で、次のすべてに該当する方 婚姻をしていない、または配偶者と離婚・死別等した後、婚姻または事実婚状態にない方で、生計を一にする子(所得が48万円以下かつ他者の扶養になっていない。)を有し、合計所得額が500万円以下の方。	一人につき 年 35万円 (所得が35万円未満のときはその額)	35万円×人数＝ <input type="text"/> 円 35万円未満はその額 <input type="text"/> 円
6 寡婦	申込本人または同居親族で、上記のひとり親に該当せず、事実婚状態にない方で、次のいずれかの要件に該当する方	一人につき 年 27万円	27万円×人数＝ <input type="text"/> 円
	ア 夫と離別した人で、扶養親族があり、合計所得額が500万円以下の方 イ 夫と死別等した方で、合計所得額が500万円以下の方	 (所得が27万円未満のときはその額)	 27万円未満はその額 <input type="text"/> 円

※ 「5 ひとり親控除」と「6 寡婦控除」は、同一人物に対して重複しての適用はありません。

所得控除額合計



円

(2) 給与所得者の年間所得金額 算出方法

現在の就労状況について	年間総収入金額の計算のしかた
現在の勤務先に、 令和4年(2022年)1月1日以前 から引き続き勤務している方	令和4年分(2022年分)給与所得の 源泉徴収票の支払金額
現在の勤務先に、 令和4年(2022年)1月2日以降 に就職し1年以上勤務している方	勤務した翌月から12か月分の総収入金額
現在の勤務先に就職してから 申込日までに1年に満たない方	勤務月の翌月から現在までの総支給額をもとに推定年間総収入金額を次の数式で算出 $\frac{\text{勤務月の翌月から現在までの総支給額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から現在までの月数}} \times 12 + \text{賞与}$
現在の勤務先に就職して、 1か月分の給与を受けていない方	雇用条件に基づき支給が予定されている、1か月分の 給与を12倍した推定総収入金額
令和4年1月1日以降に離職し 現在就職をしていない方	年間総収入金額 = 年間所得金額 0円 ※この場合、第2次審査で退職証明書又は退職日記載の源泉徴収票(コピー可)の提出が必要です。

※年間総収入金額を算定する際に「交通費」は支給額から差し引いてください。

上の表で算出した年間総収入金額から、年間所得金額を算出します
(年間給与所得金額 = 年間所得金額)

年間総収入金額	年間給与所得金額
651,000 円未満	年間給与所得金額 = 0 円
651,000 円以上 1,619,000 円未満	年間総収入金額 - 650,000 円 = 年間給与所得
1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	年間給与所得金額 = 969,000 円
1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	年間給与所得金額 = 970,000 円
1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	年間給与所得金額 = 972,000 円
1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	年間給与所得金額 = 974,000 円
1,628,000 円以上 1,800,000 円未満	年間総収入金額を 4000 で割り、その 答えの1円未満を 切り捨てた後に 4000 を掛け戻し、 出た額を右のAに 当てはめてください。
1,800,000 円以上 3,600,000 円未満	$A \times 0.6 = \text{年間給与所得}$ $A \times 0.7 - 180,000 \text{ 円} = \text{年間給与所得}$ $A \times 0.8 - 540,000 \text{ 円} = \text{年間給与所得}$
3,600,000 円以上 6,600,000 円未満	
6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	年間総収入金額 $\times 0.9 - 1,200,000 = \text{年間給与所得}$

《計算例》

年間総収入金額が 2,994,000 円の場合で
表の『1,800,000 円 以上 3,600,000 円未満』に該当
 $2,994,000 \div 4,000 = 748.5$ (小数点以下を切り捨て)
 $748 \times 4,000 = 2,992,000$
 $2,992,000 \times 0.7 = 2,094,400$
 $2,094,400 - 180,000 = 1,914,400$

年間所得金額

1,914,400 円

(3) 年金受給者の年間所得金額 算出方法

現在の年金収入について	年間総収入金額の計算のしかた
令和4年に年金を受給した方	令和4年の源泉徴収票の支払金額 = 年間総収入金額 ※2か所以上から年金をもらっている方（厚生年金と企業年金など）は、支払金額の合計
令和5年1月1日以降に年金を受給し始めた方	年間総収入金額 = 年間所得金額 0円 ※令和4年に年金以外の収入があった場合は、20ページまたは22ページを参照してください。
障害年金・遺族年金・福祉年金などの非課税の方	年間総収入金額 = 年間所得金額 0円

年間総収入金額から年間年金所得金額を算出します。

受給者の年齢	公的年金等の年間総収入金額	年間所得金額の計算
65歳以上の方	1,200,000円まで	所得は0
	1,200,001円から3,299,999円まで	(年金の総収入金額) - 1,200,000円 = 年間所得金額
	3,300,000円から4,099,999円まで	(年金の総収入金額) × 0.75 - 375,000円 = 年間所得金額
	4,100,000円から7,699,999円まで	(年金の総収入金額) × 0.85 - 785,000円 = 年間所得金額
65歳未満の方	700,000円まで	所得は0
	700,001円から1,299,999円まで	(年金の総収入金額) - 700,000円 = 年間所得金額
	1,300,000円から4,099,999円まで	(年金の総収入金額) × 0.75 - 375,000円 = 年間所得金額
	4,100,000円から7,699,999円まで	(年金の総収入金額) × 0.85 - 785,000円 = 年間所得金額

《計算例》

年齢65歳 年間総収入金額が3,500,000円の場合で
表の「65歳以上の方」の『3,300,000円から4,099,999円まで』に該当

$$3,500,000 \times 0.75 = 2,626,000$$

$$2,626,000 - 375,000 = 2,260,000$$

年間所得金額

2,260,000円

(4) その他の所得・日雇の方の年間所得金額 算出方法

○自営業・サービス業・外交員などのその他の所得

開業の時期	年間所得金額の計算のしかた
令和4年(2022年)1月1日以前から現在まで引き続き同じ事業をしている方	令和4年(2022年)中の年間所得金額 (令和4年(2022年)分の所得税の確定申告書(控)の所得金額) (令和5年度課税・非課税証明書に記載されている所得金額) 年間総収入金額－必要経費＝年間所得金額
令和4年(2022年)1月2日以降に現在の事業を始め、1年以上経過している方	開業した翌月から12か月分の総所得金額
令和4年(2022年)1月2日以降に現在の事業を始め、1年以上経過していない方	事業を始めた翌月から申込月の前月までの総収入・月数などを次により計算した 推定年間所得金額 $\frac{\text{総収入金額(総売上高)} - \text{必要経費}}{\text{事業を始めた翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12$

○日雇いの所得

仕事を始めた時期	年間所得金額の計算のしかた
令和4年(2022年)1月1日以前から現在まで引き続き日雇いの仕事をしている方	令和4年(2022年)中の年間所得金額 (令和4年(2022年)分の所得税の確定申告書(控)の所得金額) (令和5年度課税・非課税証明書に記載されている所得金額) 年間総収入金額－必要経費＝年間所得金額
令和4年(2022年)1月2日以降に日雇いの仕事を始めた方	「給与所得者の年間所得金額 算出方法」(20ページ)にあてはめて計算してください。雇用形態により、計算方法が異なります。詳しくはお問い合わせください。

※確定申告の事業専従者の場合は、給与所得者となりますので、給与所得者の場合に準じて計算してください。



7 申込みに必要な書類

表1 申込受付時に必要な書類（郵送で提出してください。）

①	茅ヶ崎市営住宅入居申込書	しおりと一緒に配布されている書類に記入	
②	同意書	しおりと一緒に配布されている書類に記入	
③	誓約書	しおりと一緒に配布されている書類に記入	
④	チェックリスト	しおりと一緒に配布されている書類に記入	
⑤	<p>抽選優遇（27～28ページ参照）を受ける場合は該当する証明書類</p> <p>注1 <u>提出がない場合は、優遇を受けられません。</u></p> <p>注2 <u>抽選優遇を受けない場合、第1次審査での提出は不要です。</u></p>	住宅の立退要求	市の公共事業により住宅を除却されることを証明できるもの
		母子および父子優遇	1と2の両方（コピー可） 1 全部事項証明書（戸籍謄本） 2 課税非課税証明書、源泉徴収票、児童扶養手当の決定通知等、申込者に戸籍上配偶者がなく、20歳未満の子を扶養している母子又は父子であることを証明できるもの
		高齢者家族優遇	証明書類の提出は不要です。
		障害者優遇	優遇項目に該当する方の各手帳の写し
		高齢者優遇	証明書類の提出は不要です。
		DV被害者優遇	配偶者暴力相談支援センターでの一時保護、婦人保護施設での保護が終了した日から起算して5年を経過していないこと、または裁判所がした命令の申立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないことを証明できるもの
		落選優遇	証明書類の提出は不要です。
		その他の優遇項目	優遇項目に該当していることを証明できるもの

※上記の書類以外にも審査に必要な書類の提出をお願いすることがあります。

※第2次審査で必要な書類は、第1次審査通過後にご案内いたします。

8 入居申込書記入例

表面

茅ヶ崎市営住宅入居申込書

応募住宅
申込番号

1

(宛先) 茅ヶ崎市長

令和 5 年 11 月 13

住 所 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1

ふりがな ちがさき たろう

入居申込者 茅ヶ崎 太郎

申し込みできる
住宅は1つです。

日付が明確にわからない
場合は○年○月まででも
かまいません

電 話 0467-82-1111

平日の日中に連絡が
可能な番号を記入

とお申し込みます。
なお、この申込書に不正の記載があるときは、

昨年を含む過去の
連続申込回数

も異議を申し立てません。

住民と
なった日 平成15年10月1日
(居住期間 年 月)

今まで
住宅申込
回数
3回

称 ○○○株式会社

勤務先 所在地 茅ヶ崎市茅ヶ崎○○番地

電話 0467-82-xxxx

入居しようとする者	ふりがな氏名	生年月日	個人番号	続柄	勤務先等	同居別居	年間(推定)総収入額	年間所得金額
	ちがさき たろう 茅ヶ崎 太郎	S48.7.7 (50歳)	0000-0000-0000	本人			4,537,890	3,088,800
	はなこ 花子	S49.5.5 (49歳)	1111-1111-1111	妻	無職	同別	0	
	まる 麻呂	H18.8.8 (17歳)	2222-2222-2222	長男	○○高校2年	同別	0	

ふりがなを
忘れずに

個人番号(マイナンバー)
12桁の番号を記入

小学生以上の学生の場合は、
学校名と学年を記入

入居申込者本人は
含みません

控除額	扶養親族	老人扶養親族等	特定扶養親族	寡婦又はひとり親	障害者	特別障害者	控除額計(B)	年間所得金額計(A)
	76万円	万円	25万円	万円	万円	40万円	141万円	3,088,800円

*受付

障害者の氏名 茅ヶ崎 花子

障害者の氏名

月収額
[(A)-(B)]÷12

身体障害 2級

精神障害 級

知的障害 級

小数点以下
切り捨て

139,900円

裏面

住宅困窮状態（該当する番号に○印をつけてください。）

項	No.	困窮理由	項	No.	困窮理由	
不良住宅	1	極度に老朽化した建物で保安上危険である住宅に居住	間借	18	共益費、駐車場代は含みません 屋を借りている。	
	2	相当程度老朽化した建物に居住		19		借りている。
	3	水害やがけ崩れの危険のある住宅に居住	別居	20	扶養すべき親族と別居中	
	4	日照・通風が不十分である住宅に居住		21		
	5	衛生上不適当な居室	賃	22	月額家賃	80,000 円
	6	応急仮設住宅又は仮設住宅に居住		23	月額家賃が	80%以上
	7	専用の台所がない。		24	月収額の	60%以上80%未満
	8	専用の便所がない。		25		40%以上60%未満
	9	専用の浴室がない。		26		30%以上40%未満
過密住宅	10	1人当たり居住面積1畳以内	通勤	27	通勤に要する時間が往復で4時間以上	
	11	1人当たり居住面積2畳以内		28	通勤に要する時間が往復で4時間以上	
	12	1人当たり居住面積3畳以内	婚姻	29	婚姻が成立したため住宅を必要とする。	
	13	居住部屋が1部屋のため環境上不適当		28	競売によりやむを得ず自己の住宅を手放すこととなった。	
立退要求	14	公共事業の執行による立退き	その他事情	29	住宅困窮理由が上記以外の場合、記入してください。	
	15	判決・調停条項による立退き				
	16	家主から立退きを求められ紛争中				
	17	立退きを要求されている。				

家賃÷月収額×100

共益費、駐車場代は含みません

- ※ No. 10～12 の計算方法は、居室部分の面積（6畳2間なら12畳）を世帯人数で割って下さい。（居室部分には、台所・便所等は含まない。）
- ※ No. 22～25 における月収額とは、申込書（表）右下欄に記載された金額のことです。

住宅状況申告書（該当項目の□にチェックをしてください。）

質問欄	申込者記入欄	
現在の住宅状況	住居	<input checked="" type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 借間 <input type="checkbox"/> 社宅 <input type="checkbox"/> 寮 <input type="checkbox"/> 親兄弟の家 <input type="checkbox"/> 公共住宅（県営・市営・ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	建築年数	<input type="checkbox"/> 1～5年 <input type="checkbox"/> 6～10年 <input checked="" type="checkbox"/> 11～15年 <input type="checkbox"/> 16～20年 <input type="checkbox"/> 21～25年 <input type="checkbox"/> 26～30年 <input type="checkbox"/> 31～35年 <input type="checkbox"/> 36年以上
	構造	【注意】 虚偽の申請があった場合は失格となります。 特に家賃については賃貸借契約書等を必ずご確認の上、 ご記入ください。 不明な場合はお問い合わせください。
	階数	
	間取り	
面積		
その他	*現在の住宅状況に該当する項目を必ずご記入してください。	

記入方法は次ページの「9 抽選における優遇制度について」をご覧ください

抽選優遇資格申告欄（優遇資格のある方は該当する項目すべてに○をつけてください。）

立退要求	母子父子	高齢者家族	障害者	高齢者	DV	落選	その他
------	------	-------	-----	-----	----	----	-----

9 抽選における優遇制度について

●次の資格に該当する方は、抽選時に優遇を受けることができます。

優遇の基準日は全て令和5年11月17日時点となります。

優遇項目に該当しない方が優遇と申告した場合、当選しても入居資格審査の結果、失格となりますのでご注意ください。

入居申込書裏面の抽選優遇申告欄に○を付けないと抽選優遇の扱いは受けられません。

優遇項目	優遇項目の概要	ポイント
住宅の立退要求	市の行う公共事業により住宅を除却される方	1
母子および父子優遇	申込者に戸籍上配偶者がなく、20歳未満（平成15年（2003年）11月18日以後の出生）の子を扶養している母子または父子である世帯。主たる生計者が母または父であること。母または父、20歳未満の子以外に同居される親族がいても該当します。	1
高齢者家族優遇	申込者が60歳以上（昭和38年（1963年）11月17日以前に出生）の方で配偶者、18歳未満の方、50歳以上の方とのみ同居する家族	1
障害者優遇	申込者または同居人のうち、次のいずれかに該当する方がいること。 ア 身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級までの障害のある方 イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の等級が1級から3級までの方 ウ 療育手帳の交付を受け、A1・A2・B1の判定を受けた知的障害のある方	1
高齢者優遇	申込者が単身で60歳以上（昭和38年（1963年）11月17日以前に出生）の方	1
DV被害者優遇	配偶者暴力相談支援センターでの一時保護、婦人保護施設での保護が終了した日から起算して5年を経過していない方、または裁判所がした命令の申し立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方	1
落選優遇	令和3年度、令和4年度の茅ヶ崎市営住宅の入居者募集で連続して落選している方（入居補欠者となり、入居できなかった方も含みます。また、申込者は同一に限ります。） <u>なお、令和3年度、令和4年度のいずれかで失格となった場合は落選優遇の対象になりません。</u>	1
その他の優遇項目	申込者または同居人が戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号ノ2の特別項症から第6項症の方と表ノ3の第1款症の障害のある方 申込者または同居人が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等および特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている方 申込者または同居人が海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方 申込者または同居人が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による被爆者手帳の交付を受けている方 申込者または同居人がハンセン病療養所入所者等に対する保証金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者である方	1

●優遇項目の優遇倍率の計算方法

該当する優遇項目の数につき1ポイントです。その合計ポイントで抽選時の優遇倍率（玉数）が決まります。次の表に従い、合計ポイントから優遇倍率（玉数）を算出してください。

合計ポイント	0	1～2	3～4	5～
優遇倍率（玉数）	1倍（1つ）	2倍（2つ）	3倍（3つ）	4倍（4つ）

（注）1つの優遇項目に該当する方が申込世帯に複数名いる場合は1ポイントと数えます。
例えば、障害者優遇に該当する方が申込世帯に2名いる場合は1ポイントとなります。

優遇項目のポイントの計算に関する注意点

●27ページの抽選優遇項目に該当している方は、該当している項目全てに○を付けてください。ただし、次の申込区分の住宅については、優遇項目のポイントの計算方法が異なります。入居申込書にて申告された抽選優遇項目数とポイントの数が異なる場合がありますので、ご注意ください。

- ・・・当該抽選優遇項目のポイントが加算されます。
- ×・・・当該抽選優遇項目のポイントは加算されません。
- △・・・「障害者優遇」と「高齢者優遇」の両方に該当している場合、1ポイントが加算されます。

申込区分 申込番号 優遇項目	C (申込番号:7)	E (申込番号:8、11、14、 17、21、25、29、33、 37、41、45、49)	C・D (申込番号:9、13、16、 19、23、27、31、35、 39、43、47)
高齢者家族優遇	×	×	×
障害者優遇	○	○	△
高齢者優遇	×	×	△

※ ご自身が申し込む住宅の「申込区分」及び「申込番号」は、4～12ページでご確認ください。

10 入居にあたっての注意事項

(1) 入居手続き

- 1 敷金（家賃の3か月分）と入居月の家賃を入居手続き時に納入していただきます。
- 2 別途指定する入居指定日から、原則として10日以内に入居していただきます。
- 3 入居する際に緊急時の連絡先（同居者以外）を提出していただきます。

(2) 入居後の注意事項

- 1 団地（住宅）内では、犬、猫、にわとり、鳩などの動物の飼育・餌付けは禁止しています。（身体障害者補助犬法に規定する盲導犬・聴導犬・介助犬は除きます。）
- 2 団地（住宅）内では、他の入居者との円満な共同生活を妨げるような行為を禁止しています。また、団地（住宅）内に、保安上・衛生上有害または危険なものを持ち込むことや団地（住宅）内に工作物（倉庫など）の設置などをすることはできません。
- 3 住宅の共用部分での喫煙は禁止です。各住戸内での喫煙は可能ですが、喫煙による壁紙の変色等については、退去時に張り替え費用等を請求いたします。
- 4 商売を営むなど、住宅を居住以外の用途に使用することは禁止しています。
- 5 禁止事項に違反した場合は、退去していただきます。
- 6 家賃を3か月以上滞納した場合、住宅の明渡請求をすることがあります。必ず納入期限までに納入してください。
- 7 住宅敷地内は、駐車禁止です。
- 8 「香川（一部住戸）」「高田」「菱沼」「今宿」の市営住宅には、浴槽、風呂釜、給湯器が設置されていません。設置は入居者の費用負担（約15万円～約25万円）で行っていただきます。
- 9 階段灯・外灯などの電気料金、共同水道の使用料、共同アンテナの維持補修費、排水管の洗浄料金などの費用は、共益費（月額1,000～4,000円程度）による入居者の共同負担となります。また、団地（住宅）内の通路や階段、ゴミ置き場、芝生など共同で使用する箇所の清掃・除草などは、入居者全員で実施していただきます。共益費の徴収、共用部の管理維持及び会計係などの役割分担に務めていただき、安全安心な住宅環境の維持にご協力下さいますようお願いいたします。
- 10 入居後、毎年収入額の申告をしていただき、その収入に応じて翌年度の家賃を決定します。入居してから3年を経過した後に、入居収入基準を超えたときは、住宅の明渡し努力義務が生ずるとともに、収入超過者の家賃を徴収することとなります。また、収入申告において、「高額所得者」に該当する収入があると認められるときは、一定期間を定め市営住宅の明渡しを請求するとともに、近傍同種の住宅家賃を徴収することとなります。
なお、収入申告をされない方については、法律の規定により近傍同種の住宅家賃が課されます。
- 11 入居の期間にかかわらず、退去時には、畳の表替えや、襖の張替えの費用を負担していただきます。また、入居者の責任によって生じたことが明らかな破損・汚損箇所等につきましては、退去者負担で修繕していただくこととなります。
なお、日常生活において消耗する物の修繕（水道の蛇口のパッキン交換など）は、入居者の負担となります。
- 12 入居後、入居者または同居者に変更がある場合は、事前に申請・届出をしてください。市営住宅には、市に許可された方だけが入居できます。
- 13 生活保護受給者の方は、代理納付制度（扶助費から住宅使用料分を差し引いて支給）の手続きをしていただきます。

1 1 シルバーハウジング

(松林住宅)

(1) シルバーハウジングとは

高齢者世帯が地域社会の中で自立して、安全かつ快適な生活を営むことができるよう、またその在宅生活を支援するための福祉サービスが適切に受けられるよう配慮された住宅です。

※シルバーハウジングは、日常生活において自立して生活できる高齢者のための住宅であり、いわゆる**ケアつき住宅ではありません**。また、ライフサポートアドバイザー（生活援助員）は**介護のためのヘルパーではありません**。

(2) シルバーハウジングの特徴

- 1 住戸内は、段差の解消や手すりを設置するなど高齢者向けの配慮がなされています。
- 2 緊急通報システムの導入により、浴室、トイレに設置された押しボタン等を押すことにより、緊急時の連絡が確保されています。また、人感センサーにより、住宅内において一定時間人の動きが感知されない場合、緊急通報が作動します。
- 3 シルバーハウジング住棟内には生活相談室が設けられておりライフサポートアドバイザー（生活援助員）が勤務し、次の福祉サービスを提供します。
 - ・生活指導・相談
 - ・安否の確認
 - ・緊急時の対応
 - ・関係機関との連絡

※このサービスは、入居者がその所得額に応じて費用（0～4,900円）を負担していただくこととなります。

1 2 茅ヶ崎市借上型市営住宅

つつじハイム香川、つつじハイム菱沼、つつじハイム松林、つつじハイム萩園、
つつじハイム萩園第2、つつじハイム香川第2、コンフォール茅ヶ崎浜見平、
つつじハイム西久保、コンフォール茅ヶ崎浜見平第2、コンフォール茅ヶ崎浜見平第3

(1) 借上型市営住宅とは

民間の土地所有者が建設した住宅を、茅ヶ崎市が市営住宅として一定期間借上げて市民の皆様に提供する住宅です。

したがって、借上型市営住宅の入居者については、借上期間が満了する前に他の市営住宅・民間住宅などに転居していただくこととなります。

(借上期間満了後の民間住宅などのあっせんは行いません。)

詳細については、「13 各市営住宅の概要（31ページから47ページ）」をご覧ください。

(2) 駐車場について

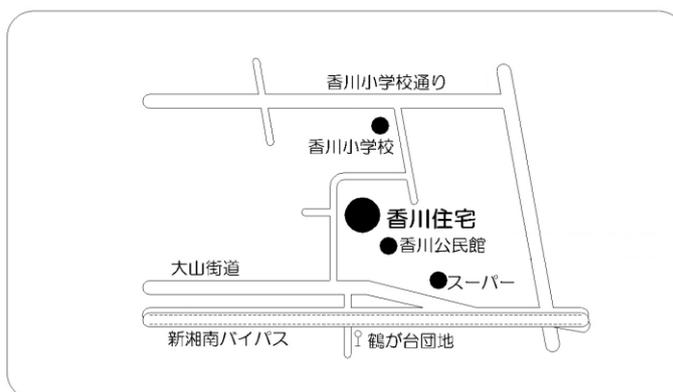
借上型市営住宅には、敷地内に駐車場があり、建物所有者または管理会社との別途契約により利用することができます。ただし、駐車台数に限りがありますので、駐車場に空きが無い場合は利用できません。

1 3 各市営住宅の概要

※学区について…31ページから47ページに掲載されている学区情報については、市営住宅入居者に限定した情報です。詳細は学務課へお問い合わせください。
(令和5年11月1日時点での情報です。)

香川住宅 (5～7号棟)

- 所 在：茅ヶ崎市香川一丁目13番
- 交 通：最寄駅 JR相模線『香川駅』(徒歩約11分)
バス停 神奈川中央交通『鶴が台団地』(徒歩約10分)
コミュニティバス『香川小学校プール前』(徒歩約5分)
- 構造規模：鉄筋コンクリート構造 5階建
- 間取り：3DK(94戸)
- 建設年度：昭和52～53年度
- 駐 車 場：なし
- エレベータ：なし
- 学 区：香川小学校、鶴が台中学校
(小学校は鶴が台小学校も選択可能です。詳細は学務課へお問い合わせください。)
- そ の 他：一部の住戸については、浴槽、風呂釜、給湯器の設置・撤去は、入居者負担となります。
集会所併設



■案内図



3DK (46.6㎡) :5号棟

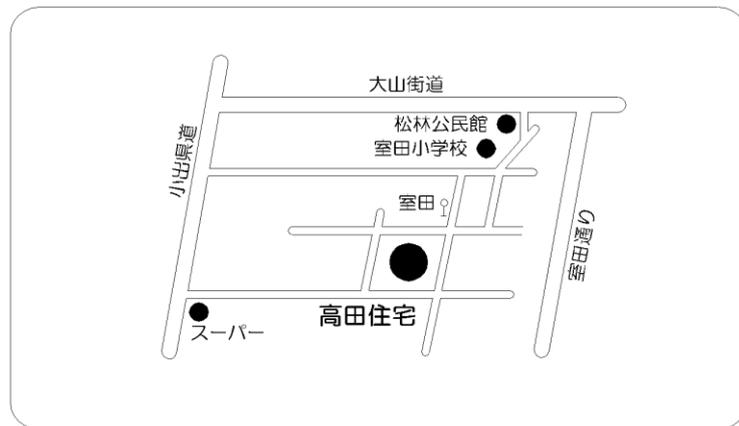


3DK (51.1㎡) :6、7号棟

■間取図 (間取りにより、左右反転プランもあります。)
間取りが2種類ありますが、選ぶことはできません。

高田住宅（16～17号棟）

- 所 在：茅ヶ崎市高田二丁目14番
- 交 通：最寄駅 JR相模線『北茅ヶ崎駅』（徒歩約19分）
バス停 神奈川中央交通『室田』（徒歩約1分）
- 構造規模：鉄筋コンクリート構造 5階建
- 間取り：16号棟3DK（20戸）、17号棟2DK（20戸）
- 建設年度：昭和44年度
- 駐 車 場：なし
- エレベータ：なし
- 学 区：室田小学校、円蔵中学校（31ページの※をご覧ください。）
- そ の 他：浴槽、風呂釜、給湯器の設置・撤去は、入居者負担となります。



■案内図



3DK (37.0㎡) :16号棟

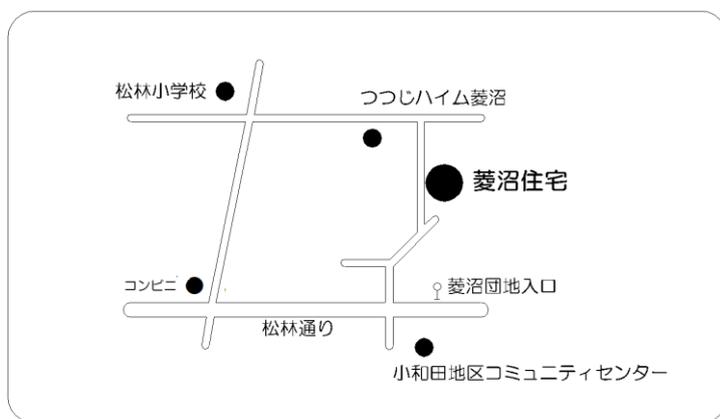


2DK (33.8㎡) :17号棟

■間取図（間取りにより、左右反転プランもあります。）

菱沼住宅

- 所 在：茅ヶ崎市菱沼二丁目12番
- 交 通：最寄駅 JR 東海道線『辻堂駅』（徒歩約22分）
バス停 神奈川中央交通『菱沼団地入口』（徒歩約3分）
- 構造規模：鉄筋コンクリート構造 5階建
- 間取り：1号棟3DK（20戸）、2号棟2DK（20戸）
- 建設年度：昭和45年度
- 駐 車 場：なし
- エレベータ：なし
- 学 区：小和田小学校、赤羽根中学校（31ページの※をご覧ください。）
- そ の 他：浴槽、風呂釜、給湯器の設置・撤去は、入居者負担となります。



■案内図



3DK (37.0m²) :1号棟

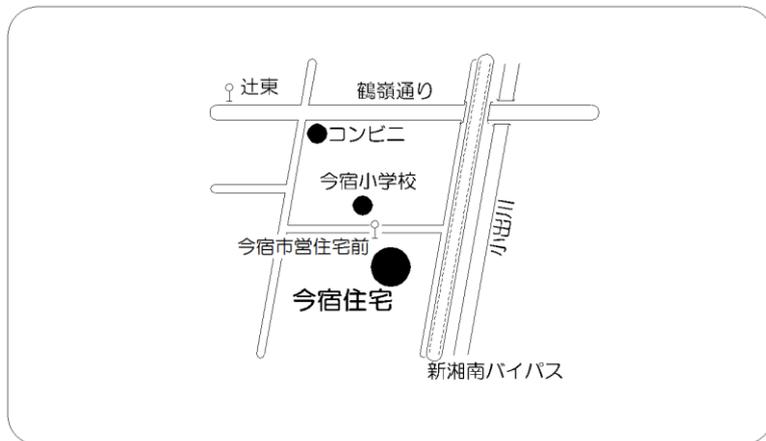


2DK (33.8m²) :2号棟

■間取図（間取りにより、左右反転プランもあります。）

今宿住宅

- 所 在：茅ヶ崎市今宿243番地3
- 交 通：最寄駅 JR 東海道線『茅ヶ崎駅』（徒歩約30分）
バス停 神奈川中央交通『辻東』（徒歩約5分）
コミュニティバス『今宿市営住宅前』（徒歩約1分）
- 構造規模：鉄筋コンクリート構造 5階建
- 間取り：3DK（40戸）
- 建設年度：昭和63年度・平成元年度
- 駐 車 場：なし
- エレベータ：なし
- 学 区：今宿小学校、萩園中学校（31ページの※をご覧ください。）
- そ の 他：浴槽、風呂釜、給湯器の設置・撤去は、入居者負担となります。



■案内図

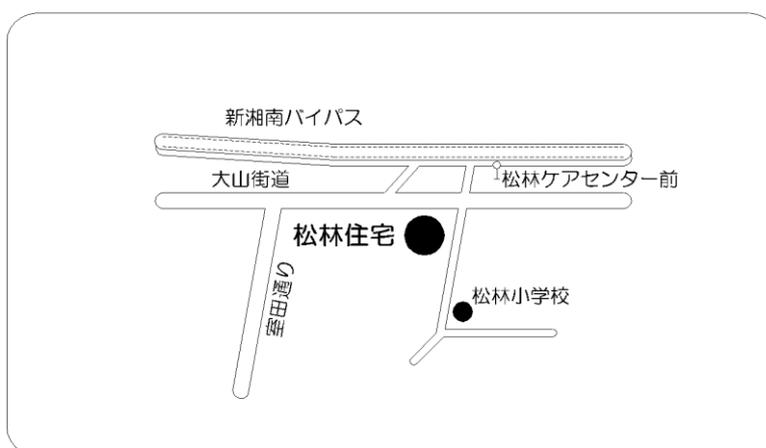


3DK (57.3m²) :1,2号棟

■間取図 (間取りにより、左右反転プランもあります。)

松林住宅

- 所 在：茅ヶ崎市松林三丁目9番28号
- 交 通：最寄駅 JR 東海道線『辻堂駅』（徒歩約30分）
バス停 神奈川中央交通『松林ケアセンター前』（徒歩約5分）
- 構造規模：鉄筋コンクリート構造 4階建
- 間取り：1DK（9戸）、2DK（6戸）
- 建設年度：平成10年度
- 駐 車 場：なし
- エレベータ：あり
- 学 区：松林小学校、松林中学校（31ページの※をご覧ください。）
- そ の 他：シルバーハウジング対応



■案内図



1DK (43.5㎡)

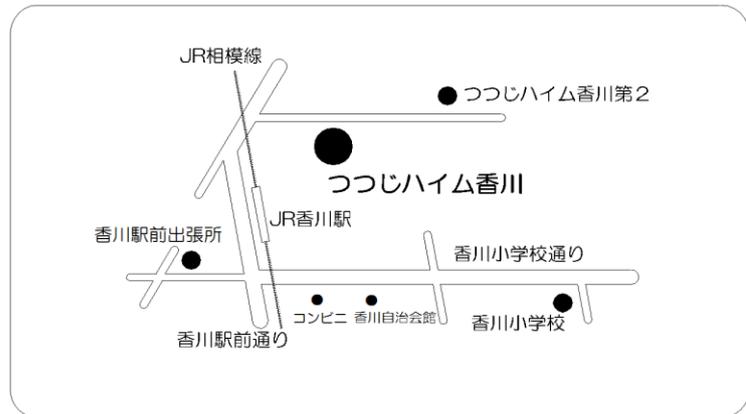


2DK (53.9㎡)

■間取図（間取りにより、左右反転プランもあります。）

つつじハイム香川

- 所 在：茅ヶ崎市香川六丁目9番1号
- 交 通：最寄駅 JR相模線『香川駅』（徒歩約5分）
バス停 コミュニティバス『香川駅』（徒歩約5分）
- 構造規模：鉄筋コンクリート構造 5階建
- 間取り：1LDK（5戸）、2LDK（5戸）、3LDK（10戸）
- 建設年度：平成14年度
- 駐 車 場：建物所有者・管理会社との別途契約が必要となります。
- エレベータ：あり
- 学 区：香川小学校、北陽中学校
(小学校は小出小学校、鶴が台小学校も選択可能です。中学校は鶴が台小学校を卒業した場合のみ、鶴が台中学校も選択可能です。詳細は学務課へお問い合わせください。)
- そ の 他：借上型市営住宅（令和15年3月までの契約）



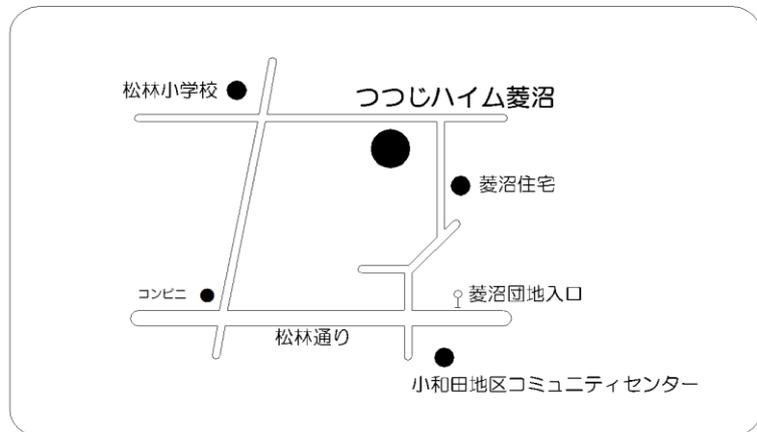
■案内図

1LDK (40.7m²)2LDK (54.9m²)3LDK (65.7m²)

■間取図 (間取りにより、左右反転プランもあります。)

つつじハイム菱沼

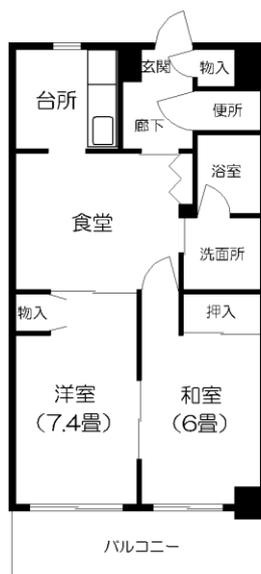
- 所 在：茅ヶ崎市菱沼二丁目11番26号
- 交 通：最寄駅 JR 東海道線『辻堂駅』（徒歩約22分）
バス停 神奈川中央交通『菱沼団地入口』（徒歩約4分）
- 構造規模：鉄筋コンクリート構造 5階建
- 間取り：1DK（5戸）、2DK（5戸）、3LDK（10戸）
- 建設年度：平成16年度
- 駐 車 場：建物所有者・管理会社との別途契約が必要となります。
- エレベータ：あり
- 学 区：松林小学校、松林中学校（31ページの※をご覧ください。）
- そ の 他：借上型市営住宅（令和7年3月までの契約）



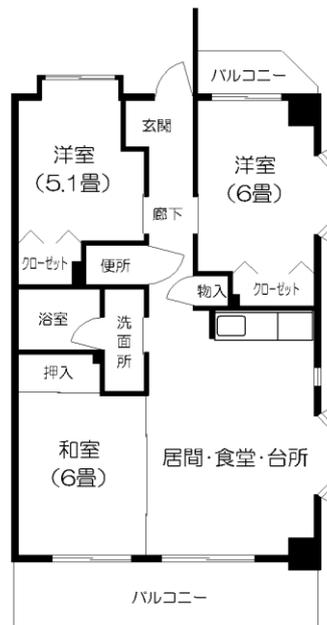
■案内図



1DK (40.0㎡)



2DK (54.0㎡)



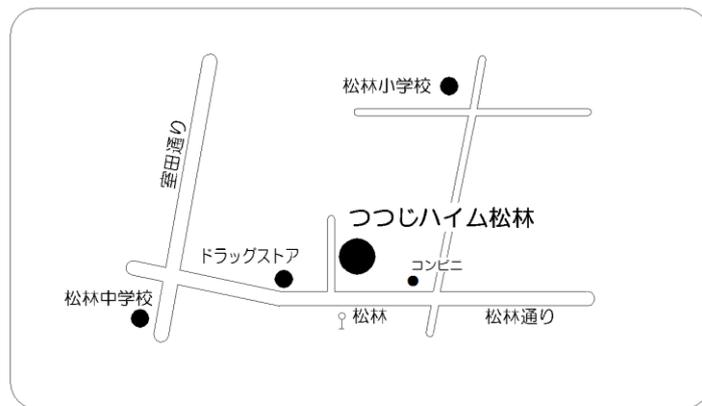
3LDK (65.0㎡)

■間取図（間取りにより、左右反転プランもあります。）

借上型市営住宅

つつじハイム松林

- 所 在：茅ヶ崎市松林二丁目11番3号
- 交 通：最寄駅 JR 東海道線『辻堂駅』（徒歩約30分）
バス停 神奈川中央交通『松林』（徒歩約1分）
コミュニティバス『松林』（徒歩約1分）
- 構造規模：鉄筋コンクリート構造 3階建
- 間取り：1DK（3戸）、2DK（6戸）、3DK（3戸）
- 建設年度：平成18年度
- 駐 車 場：建物所有者・管理会社との別途契約が必要となります。
- エレベータ：あり
- 学 区：松林小学校、松林中学校（31ページの※をご覧ください。）
- そ の 他：借上型市営住宅（令和9年3月までの契約）



■案内図



1DK (39.3㎡)



2DK (54.4㎡)



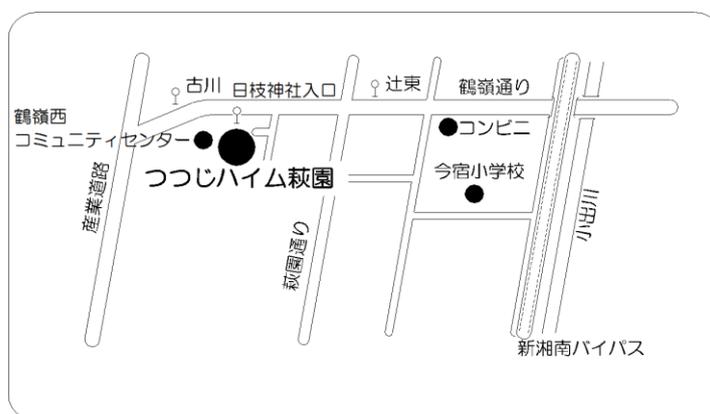
3DK (66.9㎡)

■間取図（間取りにより、左右反転プランもあります。）

借上型市営住宅

つつじハイム萩園

- 所 在：茅ヶ崎市萩園2352番地1
- 交 通：最寄駅 JR 東海道線『茅ヶ崎駅』（徒歩約35分）
バス停 神奈川中央交通『辻東』（徒歩約4分）
コミュニティバス『日枝神社入口』（徒歩約2分）
- 構造規模：鉄筋コンクリート構造 3階建
- 間取り：1LDK（3戸）、2LDK（6戸）、3LDK（3戸）
- 建設年度：平成21年度
- 駐 車 場：建物所有者・管理会社との別途契約が必要となります。
- エレベータ：あり
- 学 区：今宿小学校、萩園中学校（31ページの※をご覧ください。）
- そ の 他：借上型市営住宅（令和12年3月までの契約）



■案内図



1LDK (41.7㎡)



2LDK (52.5㎡)



3LDK (64.8㎡)

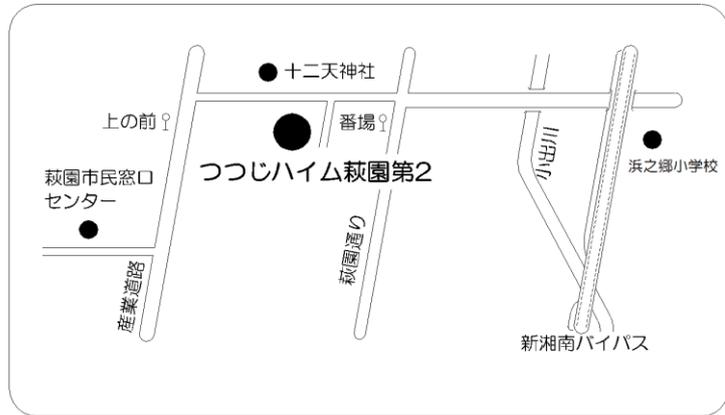
■間取図（間取りにより、左右反転プランもあります。）

つつじハイム萩園第2

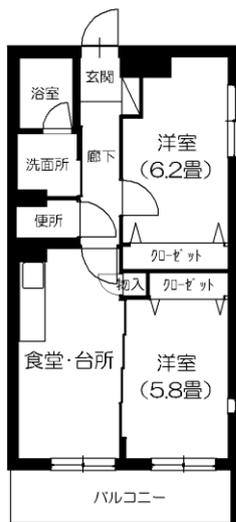
- 所 在：茅ヶ崎市萩園1623番地1
- 交 通：最寄駅 JR相模線『寒川駅』（徒歩約35分）
バス停 神奈川中央交通『番場』（徒歩約3分）
- 構造規模：鉄筋コンクリート構造 3階建
- 間取り：1DK（6戸）、2DK（3戸）、2LDK（3戸）、3LDK（3戸）
- 建設年度：平成21年度
- 駐 車 場：建物所有者・管理会社との別途契約が必要となります。
- エレベータ：あり
- 学 区：浜之郷小学校、萩園中学校（31ページの※をご覧ください。）
- そ の 他：借上型市営住宅（令和12年3月までの契約）



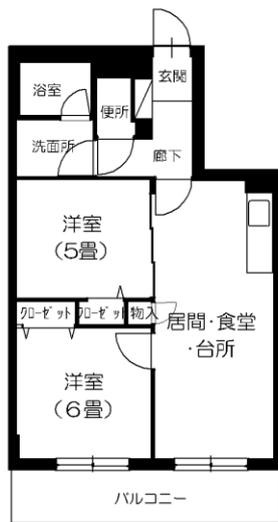
1DK (30.7㎡)



案内図



2DK (46.5㎡)



2LDK (50.9㎡)



3LDK (61.6㎡)

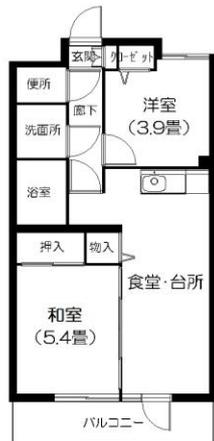
間取図（間取りにより、左右反転プランもあります。）

つつじハイム香川第2

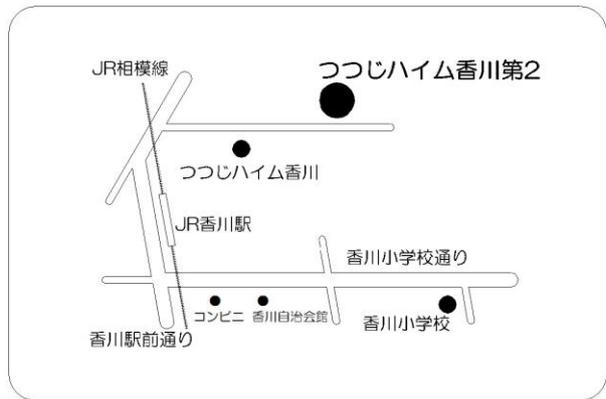
- 所 在：茅ヶ崎市香川六丁目10番33号
- 交 通：最寄駅 JR相模線『香川駅』（徒歩約6分）
バス停 コミュニティバス『香川駅』（徒歩約6分）
- 構造規模：鉄筋コンクリート構造 3階建
- 間取り：1DK（6戸）、2DK（9戸）、3DK（5戸）
- 建設年度：平成22年度
- 駐 車 場：建物所有者・管理会社との別途契約が必要となります。
- エレベータ：あり
- 学 区：香川小学校、北陽中学校
(小学校は小出小学校、鶴が台小学校も選択可能です。中学校は鶴が台小学校を卒業した場合のみ、鶴が台中学校も選択可能です。詳細は学務課へお問い合わせください。)
- そ の 他：借上型市営住宅（令和13年3月までの契約）



1DK (41.7㎡)
高齢・身体障害（単身）



2DK-A (48.8㎡)
一般・高齢（2人世帯）



■案内図



2DK-B (48.9㎡)
一般・高齢（2人世帯）



3DK-A (65.5㎡)
一般（3人以上）



3DK-B (65.4㎡)
一般（3人以上）

■間取図（間取りにより、左右反転プランもあります。）

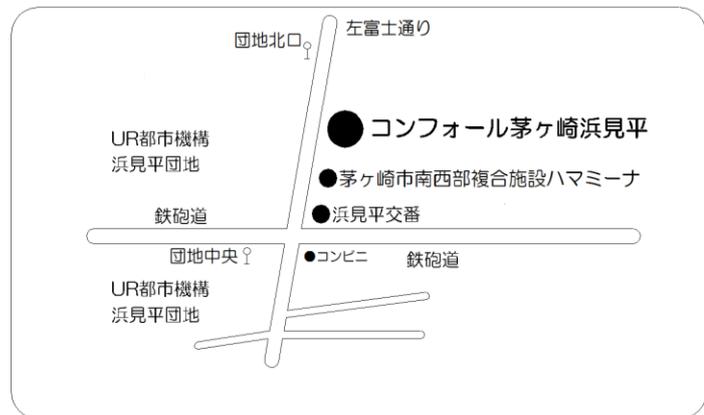
2DKと3DKについては間取りが2種類ありますが、選ぶことはできません。

借上型市営住宅

コンフォール茅ヶ崎浜見平

※総住戸の内の一部が借上型市営住宅となります。

- 所 在：茅ヶ崎市浜見平14番2
- 交 通：最寄駅 JR 東海道線『茅ヶ崎駅』（徒歩約27分）
バス停 神奈川中央交通『団地北口』（徒歩約2分）
- 構造規模：鉄筋コンクリート構造 8階建
- 間取り：1DK（7戸）、2DK（7戸）、3DK（6戸）
- 建設年度：平成22年度
- 駐 車 場：建物所有者・管理会社との別途契約が必要となります。
- エレベータ：あり
- 学 区：西浜小学校、西浜中学校（31ページの※をご覧ください。）
- そ の 他：借上型市営住宅（令和13年3月までの契約）
床暖房設備整備
（使用する場合には東京ガス株式会社との別途契約が必要です。）



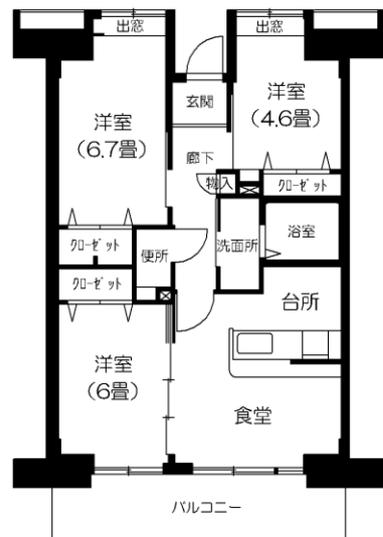
■案内図



1DK (44.5㎡)



2DK (54.3㎡)



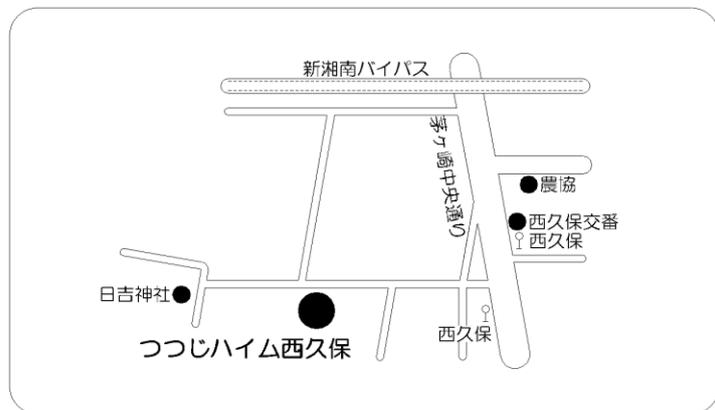
3DK (66.0㎡)

■間取図（間取りにより、左右反転プランもあります。）

つつじハイム西久保

借上型市営住宅

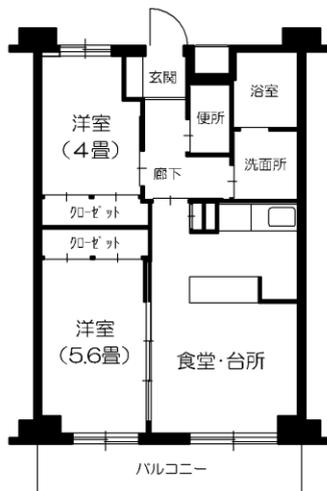
- 所 在：茅ヶ崎市西久保740番地3
- 交 通：最寄駅 JR相模線『北茅ヶ崎駅』（徒歩約25分）
バス停 神奈川中央交通『西久保』（徒歩約3分）
- 構造規模：鉄筋コンクリート構造 3階建
- 間取り：1DK（6戸）、2DK（9戸）、3DK（5戸）
- 建設年度：平成24年度
- 駐 車 場：建物所有者・管理会社との別途契約が必要となります。
- エレベータ：あり
- 学 区：浜之郷小学校、鶴嶺中学校（31ページの※をご覧ください。）
- そ の 他：借上型市営住宅（令和15年3月までの契約）



■案内図



1DK (35.6㎡)



2DK (53.3㎡)



3DK (71.3㎡)

■間取図（間取りにより、左右反転プランもあります。）

コンフォール茅ヶ崎浜見平第2

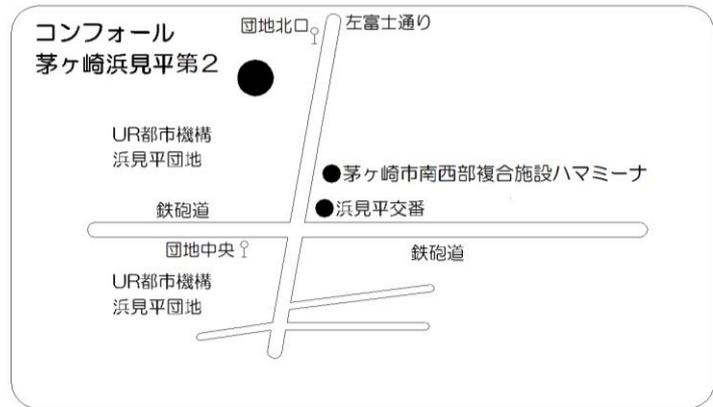
借上型市営住宅

※総住戸の内の一部が借上型市営住宅となります。

- 所 在：茅ヶ崎市浜見平13番4
- 交 通：最寄駅 JR 東海道線『茅ヶ崎駅』（徒歩約27分）
バス停 神奈川中央交通『団地北口』（徒歩約1分）
- 構造規模：鉄筋コンクリート構造 8階建
- 間取り：1DK（7戸）、2DK（7戸）、3DK（6戸）
- 建設年度：平成27年度
- 駐 車 場：建物所有者・管理会社との別途契約が必要となります。
- エレベータ：あり
- 学 区：西浜小学校、西浜中学校（31ページの※をご覧ください。）
- そ の 他：借上型市営住宅（令和17年9月までの契約）
床暖房設備整備
（使用する場合には東京ガス株式会社との別途契約が必要です。）



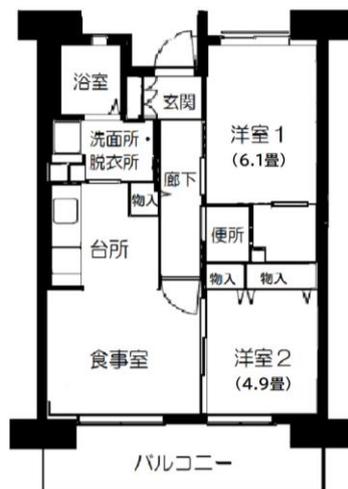
1DK (44.14㎡)



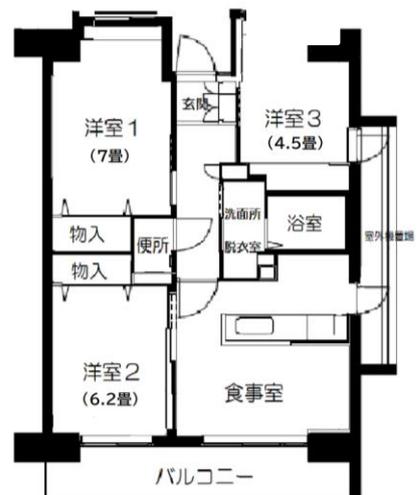
■案内図



1DK (44.64㎡)



2DK (54.3㎡)



3DK (66.0㎡)

■間取図（間取りにより、左右反転プランもあります。）

1DKについては間取りが2種類ありますが、選ぶことはできません。

コンフォール茅ヶ崎浜見平第3

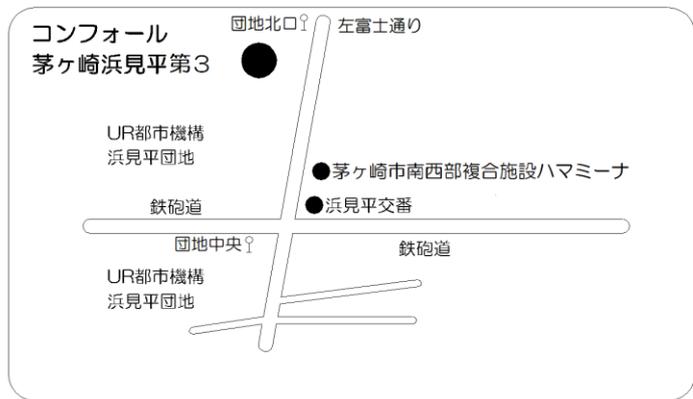
借上型市営住宅

※総住戸の内の一部が借上型市営住宅となります。

- 所 在：茅ヶ崎市浜見平13番7
- 交 通：最寄駅 JR 東海道線『茅ヶ崎駅』（徒歩約27分）
バス停 神奈川中央交通『団地北口』（徒歩約1分）
- 構造規模：鉄筋コンクリート構造 8階建
- 間取り：1DK（15戸）、2DK（14戸）、3DK（15戸）
- 建設年度：令和元年度
- 駐 車 場：建物所有者・管理会社との別途契約が必要となります。
- エレベータ：あり
- 学 区：西浜小学校、西浜中学校（31ページの※をご覧ください。）
- そ の 他：借上型市営住宅（令和22年3月6日までの契約）
床暖房設備整備（使用する場合には東京ガス株式会社との別途契約が必要です。）



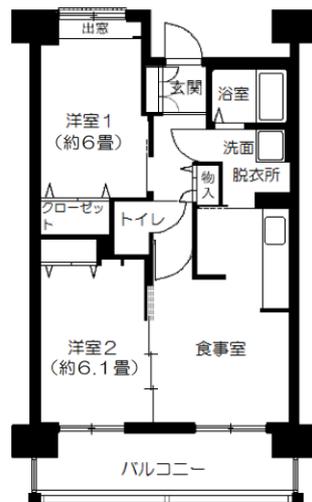
1DK (44.26㎡)



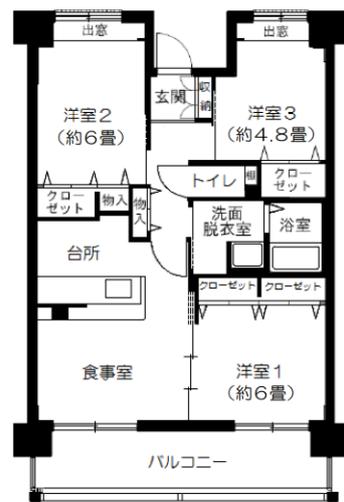
■案内図



1DK (44.34㎡)



2DK (54.56㎡)



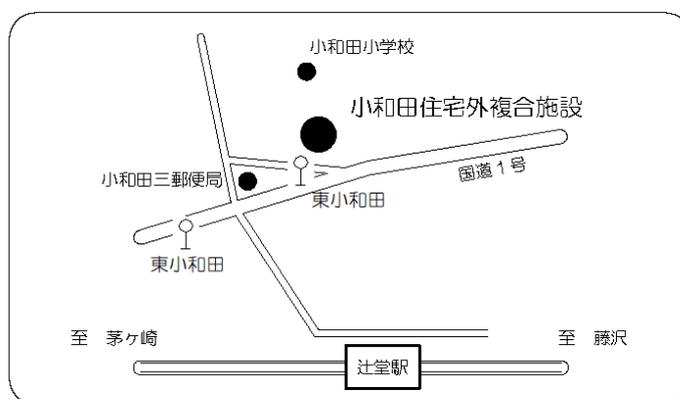
3DK (67.60㎡)
うち妻住戸は67.61㎡

■間取図（間取りにより、左右反転プランもあります。）

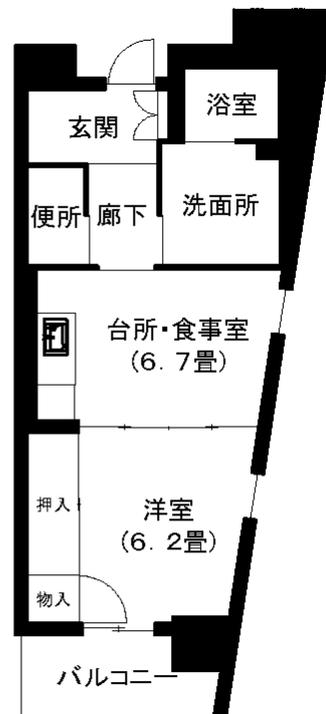
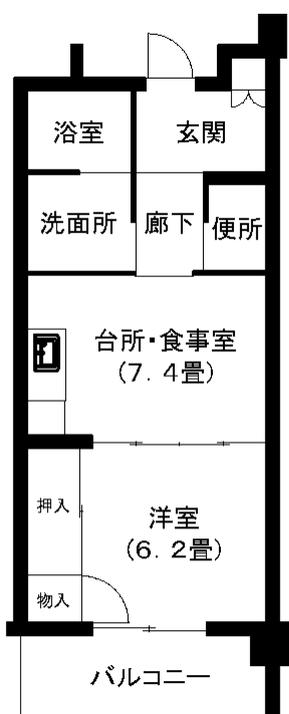
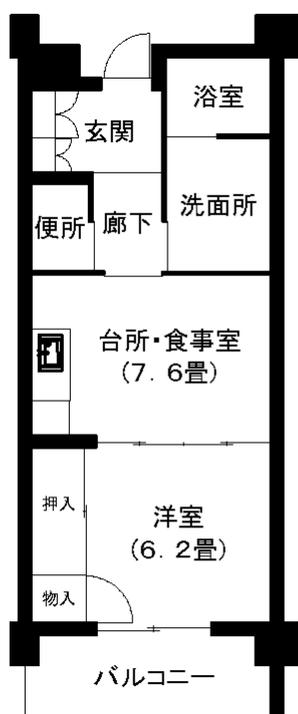
1DKについては間取りが2種類ありますが、選ぶことはできません。

小和田住宅

- 所 在：茅ヶ崎市小和田三丁目2番44号
- 交 通：最寄駅 JR 東海道線『辻堂駅』（徒歩約16分）
バス停 神奈川中央交通『東小和田』（徒歩約2分）
- 構造規模：鉄筋コンクリート構造 西棟6階 東棟3階
- 間取り：1DK（22戸）、2DK（18戸）、3DK（10戸）
- 建設年度：令和2年度
- 駐 車 場：なし
- エレベータ：あり
- 学 区：小和田小学校、赤羽根中学校（31ページの※をご覧ください。）
- そ の 他：1階には、児童クラブ・地域包括支援センター・地区社会福祉協議会地区ボランティアセンターを併設しております。



■案内図



1DK-1(39.4㎡)
1DK-2(38.3㎡)(浴室・洗面所小)

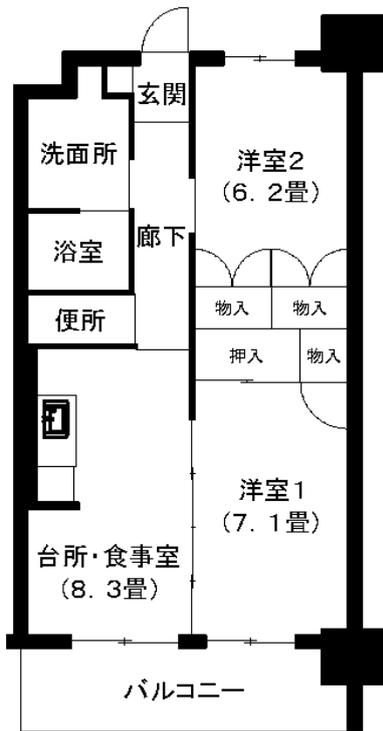
1DK-3(38.8㎡)

1DK-4(40.2㎡)

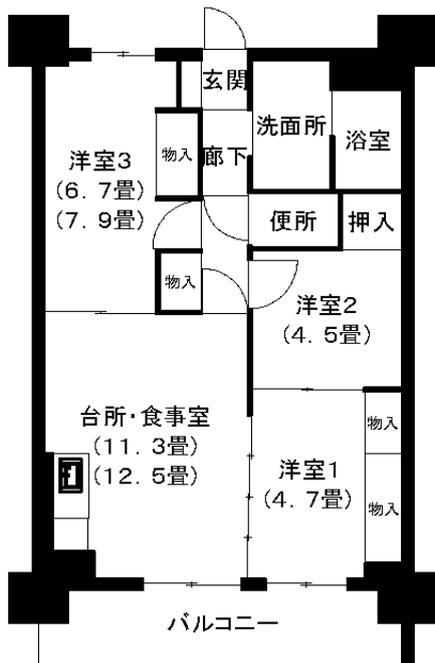
■間取図(間取りにより、左右反転プランもあります。)

間取りを選ぶことはできません。

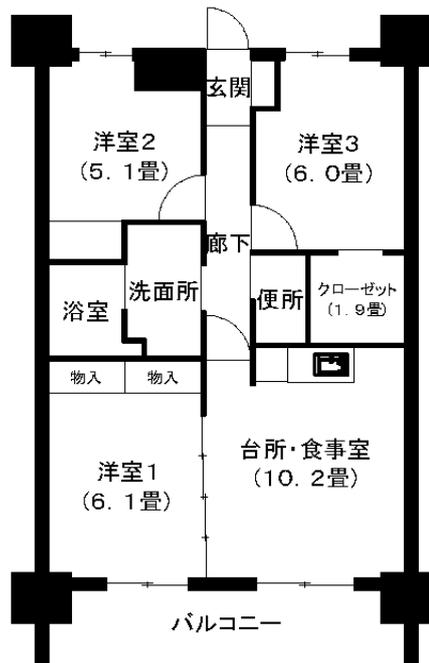
小和田住宅つづき



2DK-1(52.8㎡)
2DK-2(52.5㎡)



3DK-1(64.1㎡)
3DK-3(68.0㎡)



3DK-2(64.4㎡)

■間取図 (間取りにより、左右反転プランもあります。)
間取りを選ぶことはできません。

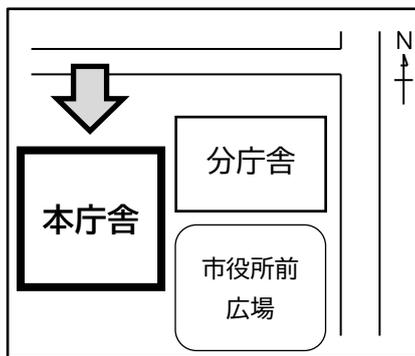
1 4 抽選会 会場案内

抽選会 会場 (令和5年12月22日(金))

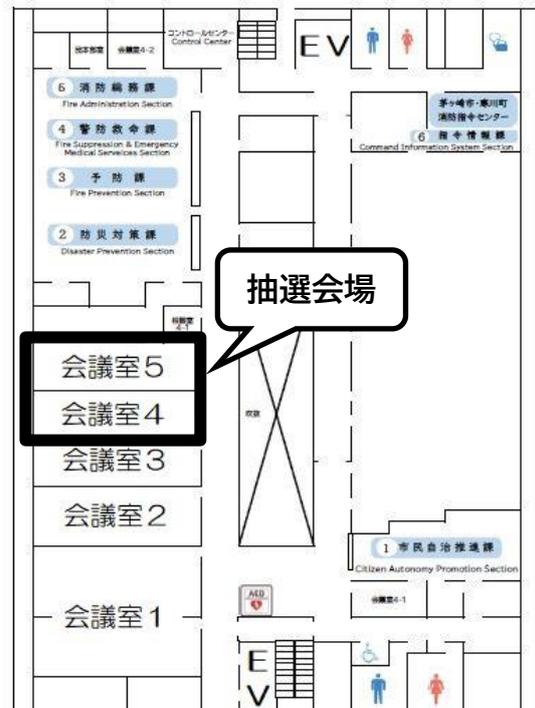
茅ヶ崎市役所 本庁舎 4階 会議室4・5

開 場 午前9時30分から

抽選会開始 午前10時00分から



市庁舎 案内図



本庁舎4階 案内図

抽選会への参加は自由です。

抽選会への参加有無は当落には関係ありません。抽選結果は、後日送付される結果通知または市ホームページをご確認ください。